

令和2年11月4日

売店の営業並びに自動販売機の設置による販売及び公衆電話機の設置を行う者の募集について（公告）

東京地方裁判所国有財産事務分掌者

東京地方裁判所長 垣 内 正

東京地方家庭裁判所立川支部庁舎の一部において、有償による使用許可を受け、売店の営業並びに自動販売機の設置による販売及び公衆電話機の設置をする方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により企画提案書を提出してください。

記

1 件名

東京地方家庭裁判所立川支部庁舎における使用許可（売店の営業並びに自動販売機の設置による販売及び公衆電話機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

東京地方家庭裁判所立川支部庁舎の一部について、売店の営業並びに自動販売機の設置による販売及び公衆電話機の設置をさせる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人、個人を問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 使用許可をする場所

東京都立川市緑町10番地の4

東京地方家庭裁判所立川支部庁舎内

売 店 1箇所

自動販売機 6箇所

公衆電話機 2箇所

詳細は企画提案募集要領を参照のこと

4 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、売店の営業並びに自動販売機の設置による販売及び公衆電話機の設置を一体的に行う。

なお、自動販売機横には、自動販売機における販売品目の範囲内で、紙コップ、ビン、缶及びペットボトルの分別ごみ箱を設置しなければならない。

また、営業・販売等のために生じる水道・光熱費については、個別の子メータによってその使用量を計測し、使用量に応じた代金を指定する方法によって支払うこと。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

5 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

令和2年11月4日（水）から同月17日（火）まで（ただし、土曜日及び日曜

を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

〒100-8920 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号
東京地方裁判所事務局経理課営繕係 担当 天野, 綱川
(東京高等・地方・簡易裁判所庁舎9階)
電話 03(3581)2553(ダイヤルイン)

ウ 交付方法

交付場所において対面により無料で交付する。

なお、対面以外の交付方法としては、郵送等による交付の申込みに限り受け付ける。郵送等による交付の申込みについては、アの交付期間内必着で、以下の書類等をイの交付場所の宛先(係)に送付する方法によって行うこと。また、送付物においては「立川支部庁舎売店等公募に係る企画提案募集要領の交付申込」である旨がわかるようにすること。交付期間内に適正に受け付けた申込みについては、翌平日中までに、同封されたレターパックを使用して同係から企画提案募集要領を送付する(結果、交付期間を徒過して交付を受けた場合であっても、期限の猶予等はない。))。

- ① 返送先(送付希望先)を記載した未使用のレターパック 1通
- ② 担当者の名刺又は担当者の氏名等が記載された書面 1通
(電話番号及びメールアドレスの記載があるもの)

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

令和2年11月30日(月)から同年12月4日(金)までの午前9時30分から午後4時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所

上記企画提案募集要領の交付場所と同じ

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送等する方法による。郵送等する場合は、提出期間内必着となるように注意すること。ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けない。

エ 提出部数 5部(正本1部, 副本4部)

6 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成、提出に関する質問は、次の提出期限まで、ファクシミリ又は電子メールにて受け付ける。電話による照会は受け付けない。

ただし、手続及び企画提案書の形式についての質問は、前記5(1)の企画提案募集要領の交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

なお、質問の内容によっては、公募手続の公平、公正性の確保の点から回答できない場合がある。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 令和2年11月25日(水)午後4時30分まで

ウ 提 出 先 企画提案募集要領に記載

- (2) 回答書は、次の送付予定日時にファクシミリ又は電子メールにより、企画提案募集要領の交付を受けた者全員に送付する。

なお、受け付けた質問の内容によっては、質問の提出期限よりも前に、同様の方法によって、企画提案募集要領の交付を受けた者全員にそれまでに受け付けた質問に対する回答を送付する場合がある。

送付予定日時 令和2年11月27日（金）午後4時頃

7 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 応募者の参加資格として、次に掲げる要件を満たすこと、また、将来においても当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明する等、当該要件に反することとなった場合、当該使用許可を取り消されても異議を申し立てない旨を明記した別添の誓約書及び役員等名簿を前記5の企画提案書の提出に併せて提出すること。提出がない場合は欠格とする。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びイからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

- (2) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が前記5(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載事項の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

エ 国有財産使用料の提案額が、東京地方裁判所で算定した使用料予定価格の額を下回っているとき。

- (3) (1)及び(2)によって欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について審査し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

8 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語，通貨及び単位は，日本語，日本円，日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は，すべて応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため，必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。

(別添誓約書)

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式により変更後の役員等名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

国有財産事務分掌者
東京地方裁判所長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

(別添役員等名簿)

役員等名簿

令和 年 月 日

商号又は氏名				
所在地				
役職名	(フリガナ)	生年月日	性別	住所
	氏名			

(注) 法人の場合、本様式には登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。